

資料4

1月28日 食品衛生分科会

その他の報告事項に関する資料

(8) その他の報告事項

- (1) 二枚貝の下痢性貝毒について 1
- (2) 急性参照用量 (ARfD) を考慮した残留農薬基準の設定について 2
- (3) BSE 対策におけるゼラチン等に係る規制の見直しについて 14
- (4) 平成27年度輸入食品監視指導計画 (案) について 16
- (5) 食品衛生分科会における審議・報告対象品目の処理状況について 35

二枚貝の下痢性貝毒について

背景

- 貝毒にはいくつか種類があるが、我が国では下痢性貝毒及び麻痺性貝毒について、昭和55年7月の通知によりマウス試験法により規制値を超える貝類の販売等を禁止している。近年、市販されている貝類による食中毒は報告されてはいない。
- このうち下痢性貝毒については、国際的には成分ごとに基準値が設定され、より高精度で高感度に検出が可能な機器分析法の導入が進められている。(EUは、2011年に機器分析法を導入し、2015年に機器分析法に全面移行。)
- 上記を踏まえ、我が国においても、機器分析法への移行及びそれぞれに対応した基準値の設定について、平成25年8月及び平成26年8月の薬事・食品衛生審議会の部会において検討され、二枚貝の下痢性貝毒としてオカダ酸群(以下OA群という)にコーデックス基準値を導入することとなった。

現行の規制等について

【国内外の現行の規制】

基準値	日本		コーデックス
	OA群	0.05MU/g	0.16 mg OA 当量/kg
PTX群	-	-	
YTX群	-	-	
試験法	マウス法	機器分析	

【食品安全委員会評価書(H26年7月)】

- ヒトへの下痢原性が認められているOA群が評価対象。
- ヒトに認められている健康影響は急性毒性であることから、急性参照用量(ARfD)が設定された。
 $ARfD=0.3 \mu g OA \text{ 当量/kg体重}$
 (ヒトへの事例のLOAEL0.8 $\mu g OA$ 当量/kg体重に不確定係数3を適用)

今後の対応方針

- 貝の可食部1kg当たり0.16mgのOA群が含まれている二枚貝を想定して試算すると、103gを超えて喫食する場合にはARfDを超えることになる。一方、貝毒は中腸腺に蓄積することが示されており、中腸腺を除去することにより、ヒトへの健康影響は低くなるものと考えられる。
- 食品安全委員会の評価書においては、諸外国が0.16mgOA当量/kgの規制値を導入して機器分析法へ移行していること、機器分析法ではOA群を特異的に高感度で測定できること等を踏まえ、現行のリスク管理から機器分析法によるリスク管理に移行しても、下痢性貝毒が発生するリスクが上昇することは考えにくいとされている。
- 上記を踏まえ、現行のリスク管理措置を行うことを前提に、下痢性貝毒の規制値については、国際基準に合わせ0.16mgOA当量/kgとし、引き続き食品衛生法第6条第2項に基づき規制していくこととする。

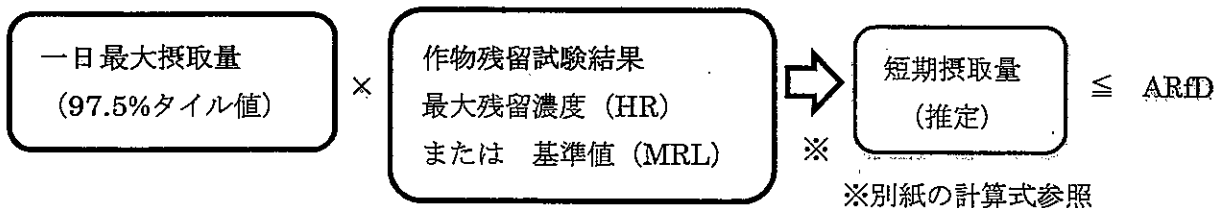
急性参照用量を考慮した残留基準の設定について
(短期摂取量の推定等について)

平成 26 年 11 月 27 日
農薬・動物用医薬品部会

現在、食品安全委員会は、農薬の食品健康影響評価において急性参照用量 (ARfD) の設定を含む評価を開始している。今後、本部会において各農薬の短期摂取量を推定し、ARfD を考慮した基準設定を開始することから、国際的な手法等を踏まえ、短期摂取量の推定方法等についてとりまとめる。

1. 短期摂取量の推定方法

基準値が設定される食品ごとに以下のデータに基づき、JMPR (FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議) において用いられている一点推定法により、短期摂取量を推定し、その摂取量が ARfD を超えないことを確認する。



ARfD の設定された農薬に対して、一般及び幼小児のそれぞれのグループについて、短期摂取量の推定を行う。

また、「妊婦又は妊娠している可能性のある女性」に対する ARfD が設定された場合には、これに追加して女性のグループの短期摂取量の推定を行う。

2. 一日最大摂取量の取扱

平成 17～19 年度の食品摂取頻度・摂取量調査及び平成 19～24 年度の厚生労働科学研究の結果をもとにとりまとめられた以下のデータを、短期摂取量の推定に用いる。

- 一日最大摂取量 (97.5 パーセンタイル値) 及び摂取者平均体重
一般 (1 歳以上)、幼小児 (1～6 歳)、女性 (14～50 歳) の各グループ別
- 農作物の可食部ユニット重量

対象とする食品は、原則として、JMPR と同様に、統計学的に 95% の信頼水準で 97.5 パーセンタイル値を求めるために必要な最小のデータ数である 120 人・日以上の摂食量データが得られた食品とする。

ただし、幼小児のグループについては、世帯ごとに食品摂取頻度・摂取量調査が実施されており、データ総数 (延べ人・日) が一般のグループの約 4% であることから、信頼

水準の程度を勘案して、データ数が 64 人・日以上 of 食品についても評価対象に含める。
また、女性のグループについては、データ数が 120 人・日未満の食品には、体重や摂食量が近似していると考えられる一般のデータを代用する。(別紙参照)

3. 作物残留試験結果の取扱

残留試験のデータ数が、4 例以上の場合には最高残留濃度 (HR) を、3 例以下の場合には残留基準値案を用いて各農薬の短期摂取量の推定を行う。

4. ARfD を超過した農作物の残留基準の検討

農薬の短期摂取量の推定量が ARfD を超過する場合には、基準値案の引き下げや必要なデータの追加などを個別に検討することとする。

<参考>

○急性参照用量を考慮した残留農薬基準の設定について (平成 26 年 3 月 18 日開催薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会資料)

<http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-11121000-Iyakushokuhinkyoku-Soumuka/0000040984.pdf>

<http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-11121000-Iyakushokuhinkyoku-Soumuka/0000040985.pdf>

○Submission and evaluation of pesticide residues data for the estimation of maximum residue levels in food and feed (FAO, 2009) 第 7 章

<http://www.fao.org/docrep/012/i1216e/i1216e07.pdf>

○International estimated short-term intake (IESTI)

http://www.who.int/foodsafety/areas_work/chemical-risks/guidance_for_IESTI_calculation.pdf?ua=1

○厚生労働科学研究

平成 19～21 年度 食品中残留農薬等の汚染実態と急性暴露評価に関する研究

平成 22～24 年度 食品中残留農薬等の急性暴露評価及び汚染実態把握に関する研究

一般(1歳以上) [対象:122食品]

食品	摂取者数 (人・日) [総数40,394]	最大摂取量 (97.5%タイル値) (g/日)	摂取者 平均体重 (kg)	ケース ※最下の計算式参照	1ユニット 重量(g) (可食部) ※最下の計算式参照
米	38519	350.4	55.2	3	-
小麦	14870	76.4	55.4	3	-
大麦	1767	45.3	52.8	3	-
麦茶	9969	42.4	52.5	3	-
スイートコーン	2656	230.0	52.3	2a	180
そば	1791	70.0	58.1	3	-
大豆	1886	49.7	52.0	3	-
いんげん	381	75.0	46.3	3	-
らっかせい	1331	77.0	54.7	3	-
ばれいしょ	16179	187.2	54.5	2a	162
さといも	3871	160.0	55.4	2a	68
かんしょ	4024	225.0	53.6	2b	270
やまいも	2540	150.0	55.4	2b	630
だいごんの根	20098	216.5	56.3	2b	1170
だいごんの葉	1432	151.9	55.2	2b	360
かぶの根	2357	160.0	56.4	2a	127
かぶの葉	576	76.1	54.9	2a	35
はくさい	9748	240.0	55.6	2b	1880
キャベツ	17662	176.0	55.3	2b	1275
ケール	134	160.0	59.8	2b	970
こまつな	4075	142.0	53.8	2a	43
きょうな	2783	117.5	55.6	2a	34
チンゲンサイ	1524	140.8	53.5	2a	128
カリフラワー	459	135.9	55.0	2b	300
ブロッコリー	5688	109.1	54.5	2b	200
たかな	714	148.9	56.9	2b	1840
菜花	812	153.0	55.5	1	-
ごぼう	6458	90.0	55.0	2b	180
しゅんぎく	1669	125.0	56.7	2a	30
レタス類	12663	105.0	55.8	2b	490
非結球レタス類	1929	75.0	55.8	2b	282
レタス	11165	106.7	55.8	2b	490
たまねぎ	26126	150.0	54.8	2b	244
ねぎ	21042	70.8	55.6	2b	97
にんにく	7466	11.3	54.2	2b	46
にんにくの芽	168	100.0	56.5	1	-
にら	4540	73.3	54.4	1	-
アスパラガス	1787	116.7	55.9	1	-
わけぎ	233	105.6	53.3	1	-
らっきょう	1423	60.0	56.4	1	-
にんじん	27689	81.6	54.7	2b	243
にんじんジュース	203	360.0	53.2	3	-
パセリ(生)	2595	8.7	55.1	1	-
パセリ(乾燥)	162	46.5	52.1	3	-
セロリ	1517	100.0	54.4	2b	860
みつば	2016	45.7	56.6	1	-

せり	193	94.2	57.5	1	-
トマト	17328	218.8	55.4	2a	194
ピーマン	9706	72.7	55.1	2a	34
なす	7486	207.0	57.2	2a	81
とうがらし(生)	175	95.0	58.9	1	-
ししとう	848	59.6	58.3	1	-
きゅうり	19730	155.3	55.4	2a	98
かぼちゃ	6027	180.0	55.0	2b	900
ズッキーニ	133	133.3	55.3	2b	173
しろり	583	158.0	57.3	2b	1500
すいか	1499	600.0	54.6	2b	3000
メロン	1402	300.0	53.0	2b	550
とうがん	359	306.7	54.1	2b	2100
にがうり	1305	150.0	55.7	2b	340
ほうれんそう	8430	176.9	55.1	2a	45
たけのこ	5132	147.8	55.3	2b	600
オクラ	2110	81.0	54.9	1	-
しょうが	11658	16.9	55.3	2b	208
未成熟えんどう(さや)	2020	90.0	55.3	1	-
未成熟えんどう(豆)	2683	90.0	53.0	1	-
未成熟いんげん	3442	106.4	54.7	1	-
えだまめ	1612	137.5	54.3	1	-
マッシュルーム	256	56.0	50.3	1	-
しいたけ	12353	59.9	55.3	1	-
きくらげ	893	50.0	54.7	1	-
しめじ	5990	75.0	54.6	1	-
なめこ	1431	85.0	55.5	1	-
エリンギ	1603	84.3	55.0	1	-
ひらたけ	338	60.0	52.6	1	-
まいたけ	1698	70.0	55.5	1	-
えのきたけ	5202	69.0	54.2	1	-
ずいき	196	191.7	56.8	2b	1000
もやし	7713	125.0	54.5	1	-
れんこん	1942	114.8	55.4	2b	240
そら豆(生)	238	163.8	55.8	1	-
みかん	5962	309.4	53.7	2a	96
なつみかん	488	264.0	53.9	2a	203
レモン	456	38.7	55.4	2b	150
オレンジ	805	200.0	51.7	2a	143
オレンジ果汁	565	500.0	50.3	3	-
グレープフルーツ	1088	315.0	54.9	2b	315
きんかん	135	120.0	50.2	1	-
ぼんかん	333	379.0	54.7	2a	98
ゆず	1388	30.0	57.0	2b	100
すだち	386	30.0	57.3	2b	50
りんご	8982	256.8	53.9	2b	297.5
りんご果汁	513	500.0	47.2	3	-
日本なし	2394	308.5	54.1	2a	255
西洋なし	303	250.0	53.5	2b	255
びわ	203	301.1	53.7	2a	42
もも	1389	278.0	51.9	2a	213
プルーン	561	178.6	53.3	2a	67
うめ	4731	26.0	56.9	2b	26

おうとう	456	129.5	51.9	1	-
いちご	2588	200.0	52.5	1	-
ブルーベリー	435	80.0	55.8	1	-
ぶどう	1795	235.0	52.3	2b	425
かき	2683	360.0	55.4	2a	216
バナナ	6671	200.0	53.7	2b	763
キウイ	1643	140.0	54.0	2a	83
アボカド	287	132.0	55.6	2b	140
パイナップル	1230	250.0	50.1	2b	1100
マンゴー	171	242.0	53.8	2b	260
いちじく	265	250.0	54.8	2a	85
ごまの種子	11493	13.5	54.5	3	-
ぎんなん	456	30.0	56.8	3	-
くり	717	112.0	52.4	3	-
アーモンド	501	26.0	48.8	3	-
くるみ	561	26.7	52.6	3	-
緑茶類	23704	34.5	56.8	3	-
カカオ豆	1375	10.5	49.1	3	-
ホップ	4215	1.4	62.4	3	-
とうもろこし油	219	24.8	51.5	3	-
オリーブオイル	3210	19.2	54.6	3	-
大豆油	502	20.8	46.9	3	-
なたね油	1697	25.0	53.6	3	-

幼小児(1~6歳) [対象:64食品]

食品	摂取者数 (人・日) [総数1,619]	最大摂取量 (97.5%タイル値) (g/日)	摂取者 平均体重 (kg)	ケース ※最下の計算式参照
米	1541	179.2	16.5	3
小麦	632	50.0	17.0	3
大麦	90	12.0	17.2	3
麦茶	770	29.1	16.4	3
スイートコーン	158	136.4	17.0	2b
大豆	100	19.5	17.0	3
らっかせい	66	20.5	17.6	3
ばれいしょ	758	128.0	16.9	2b
さといも	132	79.0	17.2	2a
かんしょ	209	138.0	16.4	2b
やまいも	82	78.0	17.2	2b
だいごんの根	530	120.8	16.6	2b
はくさい	306	87.5	16.7	2b
キャベツ	677	88.8	17.0	2b
こまつな	151	68.7	17.4	2a
ブロッコリー	271	82.4	17.2	2b
ごぼう	212	35.7	17.0	2b
レタス類	414	56.0	17.1	2b
非結球レタス類	78	84.4	18.2	2b
レタス	348	50.0	17.0	2b
たまねぎ	1199	97.0	16.6	2b
ねぎ	680	36.5	16.9	2b
にんにく	318	4.0	16.5	2b

にら	194	35.6	16.9	1
にんじん	1200	57.0	16.5	2b
パセリ(生)	108	3.0	17.2	1
トマト	660	148.5	16.4	2b
ピーマン	422	39.3	16.4	2a
なす	134	85.0	15.8	2a
きゅうり	717	82.0	16.9	2b
かぼちゃ	226	87.5	16.4	2b
すいか	66	450.0	15.6	2b
メロン	97	160.0	16.4	2b
ほうれんそう	352	102.0	17.1	2a
たけのこ	193	47.7	16.9	2b
オクラ	92	69.4	16.1	1
しょうが	345	8.3	16.8	2b
未成熟えんどう(さや)	66	20.0	16.1	1
未成熟えんどう(豆)	142	30.0	16.7	1
未成熟いんげん	125	66.9	16.6	1
えだまめ	81	46.8	16.7	1
しいたけ	432	30.2	16.7	1
しめじ	228	33.3	16.0	1
えのきたけ	232	30.0	16.8	1
もやし	372	70.0	16.7	1
れんこん	77	60.0	17.5	2b
みかん	277	264.0	16.7	2a
オレンジ	80	150.0	16.2	2a
オレンジ果汁	89	300.0	16.8	3
りんご	404	180.0	16.8	2b
りんご果汁	87	550.0	16.3	3
日本なし	100	160.0	16.7	2b
もも	122	261.8	16.2	2a
うめ	82	19.4	17.0	2b
いちご	219	179.2	16.6	1
ぶどう	102	164.7	16.1	2b
かき	79	117.3	16.8	2b
バナナ	362	200.0	15.6	2b
パイナップル	98	190.0	17.8	2b
ごまの種子	441	7.3	16.8	3
緑茶類	339	15.5	16.0	3
カカオ豆	145	5.5	16.2	3
オリーブオイル	133	6.8	17.7	3
なたね油	83	10.5	17.4	3

女性(14~50歳) [対象:122食品]

食品	摂取者数 (人・日) [総数9,079]	最大摂取量 (97.5%タイル値) (g/日)	摂取者 平均体重 (kg)	ケース ※最下の計算式参照
米	8441	273.0	53.0	3
小麦	3519	73.3	53.0	3
大麦	213	42.5	53.0	3
麦茶	2530	39.6	53.0	3
スイートコーン	573	166.6	53.3	2b

	そば	319	53.0	54.3	3
	大豆	328	43.5	52.3	3
※	いんげん	381	75.0	46.3	3
	らっかせい	184	50.0	53.6	3
	ばれいしょ	3614	177.8	53.1	2a
	さといも	656	140.0	53.2	2a
	かんしょ	805	180.0	53.0	2b
	やまいも	499	144.0	52.7	2b
	だいこんの根	3785	180.0	53.0	2b
	だいこんの葉	198	147.9	53.1	2b
	かぶの根	362	135.0	53.3	2a
※	かぶの葉	576	76.1	54.9	2a
	はくさい	1950	206.3	53.4	2b
	キャベツ	3855	167.8	53.2	2b
※	ケール	134	160.0	59.8	2b
	こまつな	748	125.0	52.5	2a
	きょうな	612	100.0	52.4	2a
	チンゲンサイ	328	126.7	52.6	2b
※	カリフラワー	459	135.9	55.0	2b
	ブロッコリー	1282	109.1	52.4	2b
※	たかな	714	148.9	56.9	2b
	菜花	134	118.3	53.0	1
	ごぼう	1282	76.3	52.7	2b
	しゅんぎく	255	99.0	52.4	2a
	レタス類	3045	100.0	52.9	2b
	非結球レタス類	450	73.5	52.8	2b
	レタス	2710	100.0	52.8	2b
	たまねぎ	6064	136.8	52.9	2b
	ねぎ	4435	60.2	53.1	2b
	にんにく	1737	8.4	52.5	2b
	にんにくの芽	168	100.0	56.5	1
	にら	997	50.0	53.2	1
	アスパラガス	369	97.9	53.2	1
	わけぎ	233	105.6	53.3	1
	らっきょう	130	70.0	54.6	1
	にんじん	5996	80.0	52.9	2b
※	にんじんジュース	203	360.0	53.2	3
	パセリ(生)	701	7.0	52.9	1
※	パセリ(乾燥)	162	46.5	52.1	3
	セロリ	267	95.0	52.9	2b
	みつば	416	30.7	53.2	1
※	せり	193	94.2	57.5	1
	トマト	3989	174.0	53.1	2b
	ピーマン	2153	58.8	52.7	2a
	なす	1343	158.0	53.2	2a
※	とうがらし(生)	175	95.0	58.9	1
	ししとう	159	66.7	54.5	1
	きゅうり	4239	125.6	53.2	2a
	かぼちゃ	1170	166.7	52.4	2b
※	ズッキーニ	133	133.3	55.3	2b
※	しろり	583	158.0	57.3	2b
	すいか	248	600.0	53.0	2b
	メロン	256	318.0	53.3	2b

※	とうがん	359	306.7	54.1	2b
	にがうり	241	150.0	51.7	2b
	ほうれんそう	1662	150.0	53.0	2a
	たけのこ	1086	111.1	52.8	2b
	オクラ	389	76.0	52.7	1
	しょうが	2492	13.3	52.9	2b
	未成熟えんどう(さや)	414	70.0	52.7	1
	未成熟えんどう(豆)	572	61.5	53.1	1
	未成熟いんげん	698	71.5	52.2	1
	えだまめ	278	117.2	51.7	1
※	マッシュルーム	256	56.0	50.3	1
	しいたけ	2554	49.7	52.7	1
	きくらげ	161	38.0	53.3	1
	しめじ	1307	68.6	52.6	1
	なめこ	240	84.5	51.8	1
	エリンギ	384	72.0	54.3	1
※	ひらたけ	338	60.0	52.6	1
	まいたけ	333	66.7	52.9	1
	えのきたけ	1235	62.3	52.3	1
※	ずいき	196	191.7	56.8	2b
	もやし	1760	119.5	53.4	1
	れんこん	401	107.5	53.2	2b
※	そら豆(生)	238	163.8	55.8	1
	みかん	1031	249.0	53.3	2a
※	なつみかん	488	264.0	53.9	2a
※	レモン	456	38.7	55.4	2b
	オレンジ	190	171.5	53.2	2a
	オレンジ果汁	137	400.0	55.0	3
	グレープフルーツ	242	286.4	53.1	2b
※	きんかん	135	120.0	50.2	1
※	ぼんかん	333	379.0	54.7	2a
	ゆず	213	25.7	52.9	2b
※	すだち	386	30.0	57.3	2b
	りんご	1598	238.0	52.4	2b
※	りんご果汁	513	500.0	47.2	3
	日本なし	531	253.3	52.4	2b
※	西洋なし	303	250.0	53.5	2b
※	びわ	203	301.1	53.7	2a
	もも	248	250.0	52.7	2a
※	プルーン	561	178.6	53.3	2a
	うめ	821	24.0	52.6	2b
※	おうとう	456	129.5	51.9	1
	いちご	552	175.0	52.2	1
※	ブルーベリー	435	80.0	55.8	1
	ぶどう	390	224.5	51.4	2b
	かき	421	244.2	52.8	2a
	バナナ	1117	195.0	52.5	2b
	キウイ	357	153.0	52.7	2a
※	アボカド	287	132.0	55.6	2b
	パイナップル	224	250.0	52.1	2b
※	マンゴー	171	242.0	53.8	2b
※	いちじく	265	250.0	54.8	2a
	ごまの種子	2255	11.2	52.8	3

※	ぎんなん	456	30.0	56.8	3
	くり	134	100.0	51.7	3
※	アーモンド	501	26.0	48.8	3
※	くるみ	561	26.7	52.6	3
	緑茶類	4585	29.9	53.4	3
	カカオ豆	375	10.9	52.4	3
	ホップ	446	1.0	52.7	3
※	とうもろこし油	219	24.8	51.5	3
	オリーブオイル	699	18.0	52.8	3
※	大豆油	502	20.8	46.9	3
	なたね油	405	22.3	52.9	3

- ・ ユニット重量は各グループ共通
- ・ 一般については、統計学的に95%の信頼水準で97.5パーセンタイル値を求めるのに必要な最小のデータ数である120人・日以上 of 摂取量データがある食品を暴露評価の対象とする。
- ・ 幼児については、64人・日(信頼水準80%)以上の摂取量データがある食品を暴露評価の対象とする。
- ・ 女性(14~50歳)のグループの短期摂取量は、妊婦または妊娠している可能性のある女性に対する急性参照量が設定された場合に、推定を行う。

※女性(14~50歳)のデータ数が120人・日未満であることから、一般のデータを用いる食品

<短期摂取量の推定方法>

○ ケース1

混成試料中の残留濃度が、摂食する食品中の濃度を反映している場合
($U < 25$ g)

$$\text{短期推定摂取量} = \frac{LP \times R}{bw}$$

○ ケース2

摂食する食品中の濃度が、混成試料中の残留濃度よりも高い恐れがある場合
($U \geq 25$ g)

✓ ケース2a : 2~3ユニットを摂食 ($LP > U$)

$$\text{短期推定摂取量} = \frac{U \times (R \times v) + (LP - U) \times R}{bw}$$

(mg/kg bw/日)

✓ ケース2b : 1ユニットを摂食 ($LP \leq U$)

$$\text{短期推定摂取量} = \frac{LP \times (R \times v)}{bw}$$

(mg/kg bw/日)

○ ケース3

大量に混合したり、ブレンドされる場合

$$\text{短期推定摂取量} = \frac{LP \times RM}{bw}$$

(mg/kg bw/日)

LP 最大摂取量(各食品の摂食者における1日あたりの摂食量の97.5パーセンタイル値) [kg]

R 作物残留試験における最高残留濃度(HR)または残留基準値(MRL) [mg/kg]
作物残留試験が4例以上ある場合にHRを用いることができる。3例以下の場合にはMRLを用いる。

bw 各食品の摂取者の平均体重 [kg]

U 1ユニットの可食部重量 [kg]

v 変動係数: ユニット別残留濃度の97.5パーセンタイル値/平均値
原則、 $v=3$ を用いる。

RM 作物残留試験における中央値または平均値に加工係数を乗じたもの [mg/kg]

急性参照用量 (ARfD) の導入に関する経緯

急性参照用量 (ARfD : Acute Reference Dose)

ヒトが24時間または、それより短時間の間の経口摂取によって、健康に悪影響が生じないと推定される摂取量

一日摂取許容量 (ADI : Acceptable Daily Intake)

ヒトがある物質を毎日一生涯食べ続けても、健康に悪影響が生じないと推定される一日当たりの摂取量

国際機関等

- 1999年 JMPR※1で食品中残留農薬の急性食事リスク評価を正式に開始
- 2002年 FAOマニュアル※2に国際短期暴露評価(IESTI)の評価方法を記載
- 2005年 ARfD設定についてのガイダンス文書公表(論文掲載)

※1 Joint FAO/WHO Meeting on Pesticide and Residues (FAO/WHO合同残留農薬専門家会議)

※2 FAO Manual on the Submission and Evaluation of Pesticide Residues Data for the Estimation of Maximum Residue Levels in Food and Feed

厚生労働省

短期摂取量を推定するための基盤となる一日最大摂取量や農作物のユニット重量等のデータベース構築や急性暴露評価の方法の検討を行ってきた。

○厚生労働科学研究

- 2004-2006年度 農薬等の一律基準と加工食品基準及び急性暴露評価に関する研究
- 2007-2009年度 食品中残留農薬等の汚染実態把握と急性暴露評価に関する研究
- 2010-2012年度 食品中残留農薬の急性暴露評価及び汚染実態把握に関する研究
- 2013年度 上記研究結果等を踏まえ、データベースや暴露評価の方法等について整理

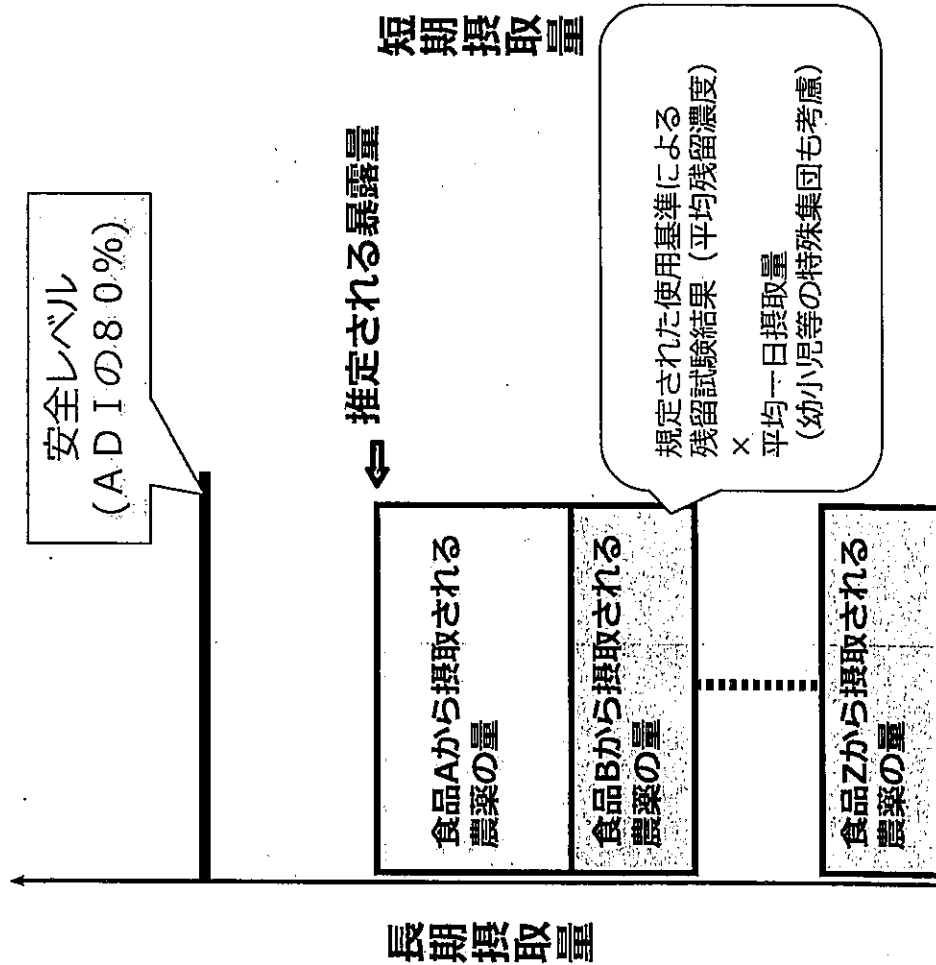
※食品安全委員会においては、平成26年2月14日に開催された第102回農薬専門調査会幹事会においてガイダンス(農薬の急性参照用量設定における基本的考え方)が審議・了承されている。

http://www.fsc.go.jp/senmon/nouyaku/kettei_tou/07_nouyaku_arfd.pdf

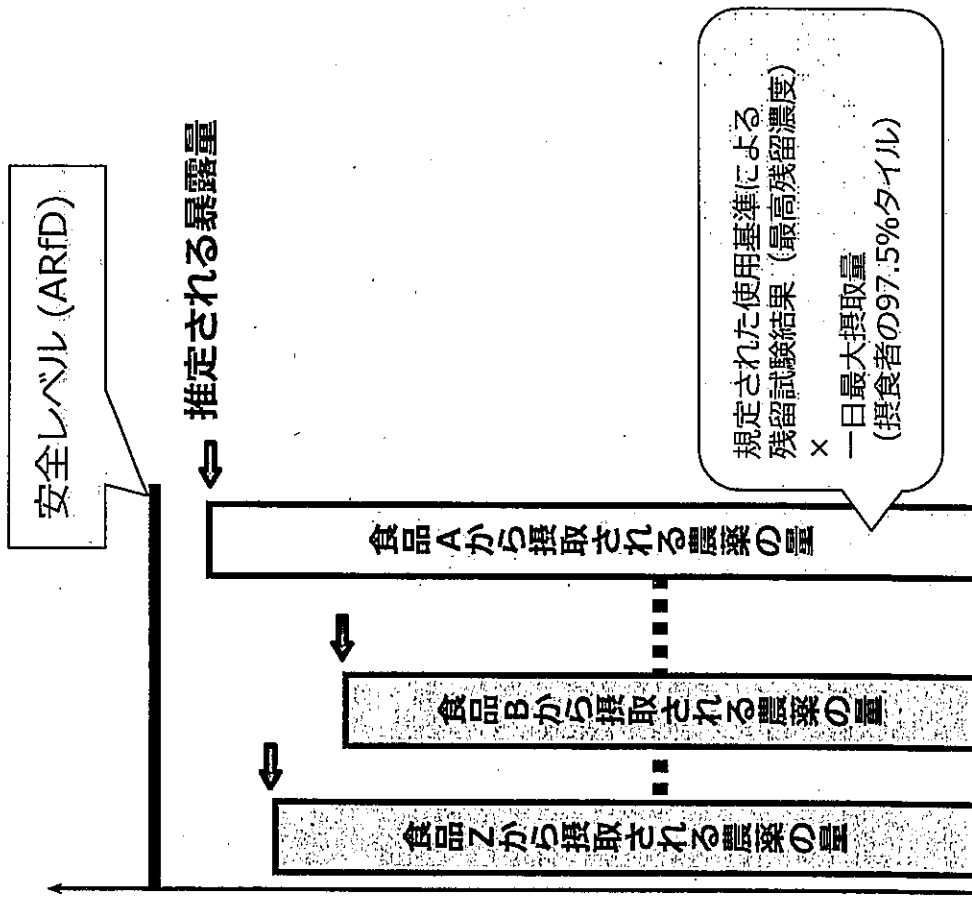


慢性暴露評価及び急性暴露評価

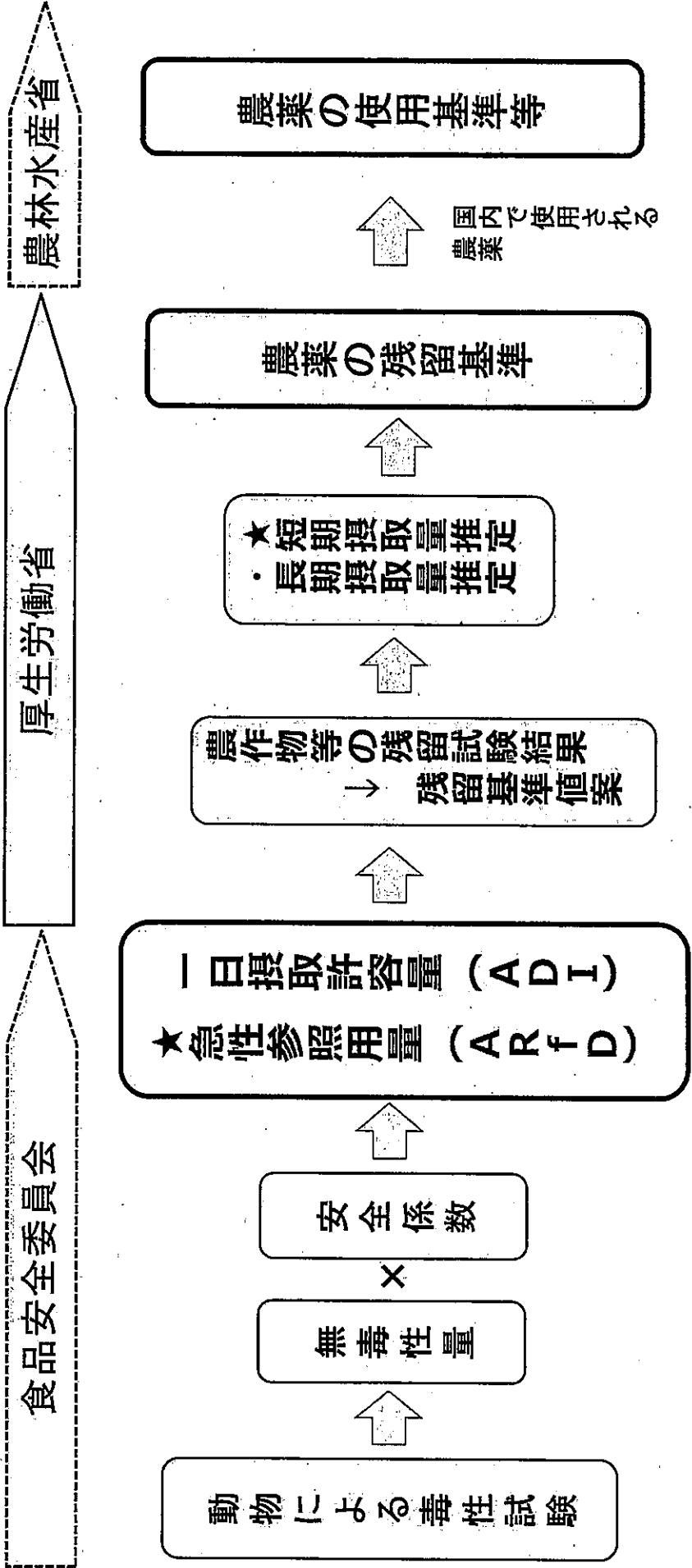
食品ごとに摂取量を積み上げて長期摂取量を推定する



個別の食品ごとに短期摂取量を推定する

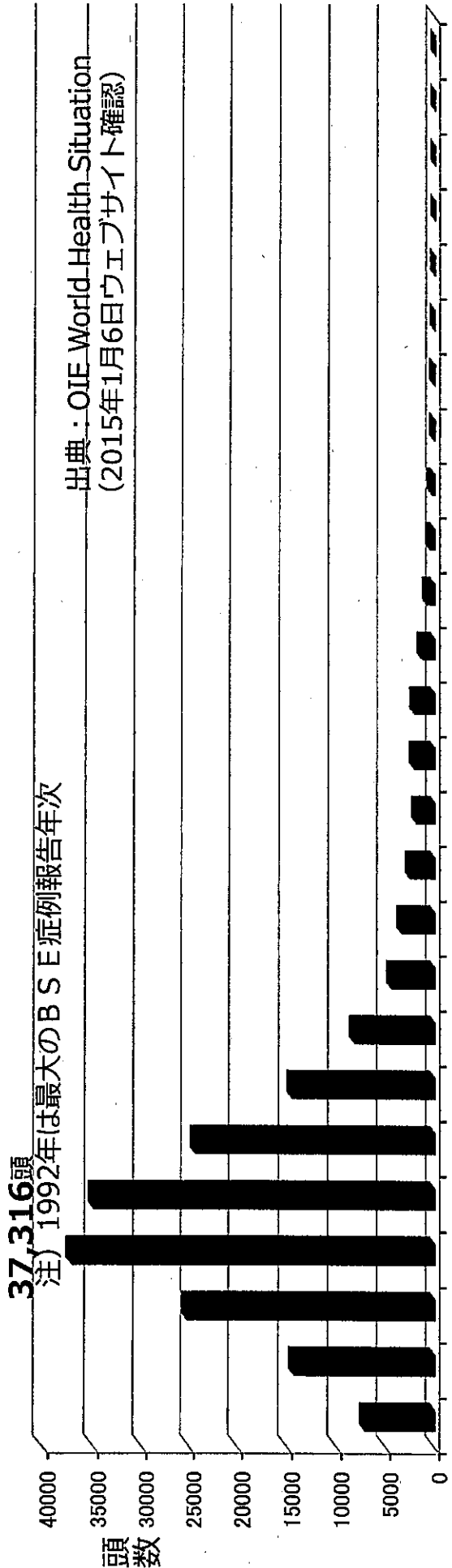


農薬の残留基準設定の流れ



無毒性量: ある物質について何段階かの異なる投与量を用いて毒性試験を行ったとき、有害影響が認められなかった最大の投与量。
安全係数: 動物実験のデータを用いてヒトへの毒性を推定する場合、通常、動物とヒトとの種の差として「10倍」、さらにヒトとヒトとの間の個体差として「10倍」の安全率を見込み、それらをかけ合わせた「100倍」を安全係数として用いる。
一日摂取許容量 (ADI: Acceptable Daily Intake): ヒトがある物質を毎日一生涯にわたって摂取し続けても、現在の科学的知見からみて健康への悪影響がないと推定される一日当たりの摂取量。
急性参照用量 (ARfD: Acute Reference Dose): ヒトが24時間または、それより短時間間の経口摂取によって、健康に悪影響が生じないと推定される摂取量。

世界のBSE発生件数の推移



	1989	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	累計
全体				37,316	2,215	2,179	1,389	878	529	772	1,032	1,010	36	1,010	1,032	1,389	2,179	2,215	2,215	1,389	878	529	772	1,032	1,010	36	190,656
欧州全体 (英国除く)				36	1,010	1,032	772	529	327	199	106	179	125	70	45	29	21	16	4	5	56	33	21	16	4	5	5,970
(フランス)				(0)	(274)	(239)	(137)	(54)	(31)	(8)	(9)	(8)	(8)	(8)	(10)	(5)	(3)	(1)	(-)	(-)	(10)	(5)	(3)	(1)	(2)	(-)	(1,023)
(オランダ)				(0)	(20)	(24)	(19)	(6)	(3)	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)	(1)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(2)	(1)	(0)	(0)	(0)	(88)
(アイルランド)				(18)	(246)	(333)	(183)	(126)	(69)	(41)	(25)	(23)	(23)	(9)	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)	(2)	(3)	(2)	(3)	(3)	(1)	(-)	(1,655)
(ポーランド)				(0)	(0)	(4)	(5)	(11)	(19)	(10)	(9)	(5)	(9)	(10)	(4)	(2)	(1)	(1)	(1)	(1)	(4)	(2)	(1)	(3)	(1)	(0)	(74)
(スイーデン)				(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)
英国	37,280	1,202	1,144	611	343	225	114	67	37	12	11	7	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	184,624
アメリカ	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
カナダ	0	0	0	0	0	2(注1)	1	1	5	3	4	1	1	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	20(注2)
日本	0	0	3	2	4	5	7	10	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	36
ブラジル	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	2

(注1) うち1頭はアメリカで確認されたもの。

(注2) カナダの累計数は、輸入牛による発生1頭、米国内での最初の確認事例(2003年12月)1頭を含む。



■皮由来ゼラチン/コラーゲン及び骨由来ゼラチンの製品としての輸入措置見直しについて

現行 改正後（下記原料により製造された製品は輸入を認める）



輸入禁止

※1		30月以下	30月超※2
骨	頭部	○	×
	脊柱	○	×
	その他	○	○
皮	頭部	○	○
	その他	○	○

製造基準
 ①脱脂
 ②酸による脱灰
 ③酸又はアルカリ処理
 ④ろ過
 ⑤殺菌(138℃4秒以上)

※1 皮及び骨はと畜検査に合格した食用の牛由来とする。
 ※2 輸出国の規制が厳しければその規制を適用することとする。

■皮由来ゼラチン/コラーゲン及び骨由来ゼラチンの原材料としての輸入措置見直しについて

現行 改正後

評価済国

		30月以下	30月超
骨	頭部	○	×
	脊柱	○	×
	その他	○	×
皮	頭部	×	×
	その他	○	×



製造基準
 (国内工場で適用)
 ①脱脂
 ②酸による脱灰
 ③酸又はアルカリ処理
 ④ろ過
 ⑤殺菌(138℃4秒以上)

		30月以下	30月超
骨	頭部	○	×
	脊柱	○	×
	その他	○	○
皮	頭部	○	○
	その他	○	○

※未評価国からの原材料の輸入は不可

平成 27 年度輸入食品監視指導計画（案）の概要

平成 27 年 1 月
輸入食品安全対策室

序文

【平成 26 年度計画に基づく施策の実施状況の概要】

- モニタリング検査や検査命令等の輸入時における監視指導の強化を実施
- 計画的な輸出国の対日輸出食品の安全対策に関する制度調査を実施
- 個別問題に係る輸出国との協議、現地調査等を実施
- 牛海綿状脳症（以下「BSE」という。）等に係る輸出国の安全管理に関する現地調査を実施

【平成 27 年度計画において取り組む施策】（下線部：新たに盛り込んだ事項）

- 経済連携協定等を踏まえた諸外国の食品衛生に係る情報収集及び輸入動向に応じた監視体制の整備
- 海外での検出情報等を踏まえた、病原微生物（サルモネラ等）に係るモニタリング検査の着実な実施
- ポジティブリスト制度の着実な施行及び過去の検査実績等を踏まえた検査項目等の見直し
- 冷凍加工食品等の成分規格違反の状況等を踏まえた加工食品の成分規格（大腸菌群等）に係るモニタリング検査を強化するとともに、その結果を踏まえ、輸入者に対し、製造者等における衛生管理体制の徹底を指導
- BSE に関し、現地調査及び輸入時検査を通じた輸出国政府が管理する対日輸出プログラムの遵守状況の検証
- 「輸入加工食品の自主管理に関する指針（ガイドライン）（平成 20 年 6 月 5 日付け食安発第 0605001 号）」に基づき、輸入者に対し、チェックリストを用いた輸出国段階における自主的な安全管理の徹底を指導
- 輸出国における食品安全対策の適正化推進のため、計画的な輸出国の食品安全に関する制度調査の実施

1. 目的

輸入時の検査や輸入者の監視指導等を重点的、効果的かつ効率的に実施することを推進し、輸入食品等の一層の安全性確保を図る。

2. 適用期間

平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで

3. 輸入食品等の監視指導の基本的な考え方

食品安全基本法第 4 条（食品の安全性確保は、国の内外における食品供給行程の各段階において適切な措置を講じることにより行わなければならない）の観点から、輸出国、輸入時及び国内流通時の 3 段階での衛生確保対策を図るべく計画を策定し、監視指導を実施する。

4. 重点的に監視指導を実施すべき項目に関する事項

- 輸入届出時の審査による法違反の有無の確認
- モニタリング検査^{※1}（平成27年度計画：約9万5千件）
- 検査命令^{※2}（平成26年3月31日現在：全輸出国の17品目及び25カ国・1地域の75品目）
- 包括的輸入禁止規定^{※3}
- 海外からの問題発生情報に基づく緊急対応

5. 輸出国における衛生対策の推進

- 対日輸出食品の安全対策に関する計画的な情報収集及び現地調査による衛生対策の推進
- 二国間協議や現地調査を通じた農薬等の管理・監視体制の強化、輸出前検査等による衛生管理対策の確立の要請
- 輸出国における説明会の開催等を通じた政府担当者及び生産者に対するわが国の食品安全規制の周知

6. 輸入者への自主的な衛生管理の実施に関する指導

- 輸入前指導（いわゆる輸入相談）
- 輸入前、初回輸入時及び定期的な自主検査の指導
- 記録の作成及び保存に係る指導
- 輸入者等への食品衛生に関する知識の普及啓発

7. 法違反が判明した場合の対応

- 輸入時・国内流通時の検査で法違反が発見された場合の対応
- 再発防止のための輸入者に対する指導
- 輸入者等に対する営業禁停止処分
- 悪質事例の告発
- 違反事例の公表等における本省、検疫所及び都道府県の連携並びに実施の手順

8. 国民への情報提供

- 輸入食品監視指導計画及び計画に基づく監視結果の公表
- 二国間協議及び現地調査等に関する情報の公表
- リスクコミュニケーションの実施

9. その他

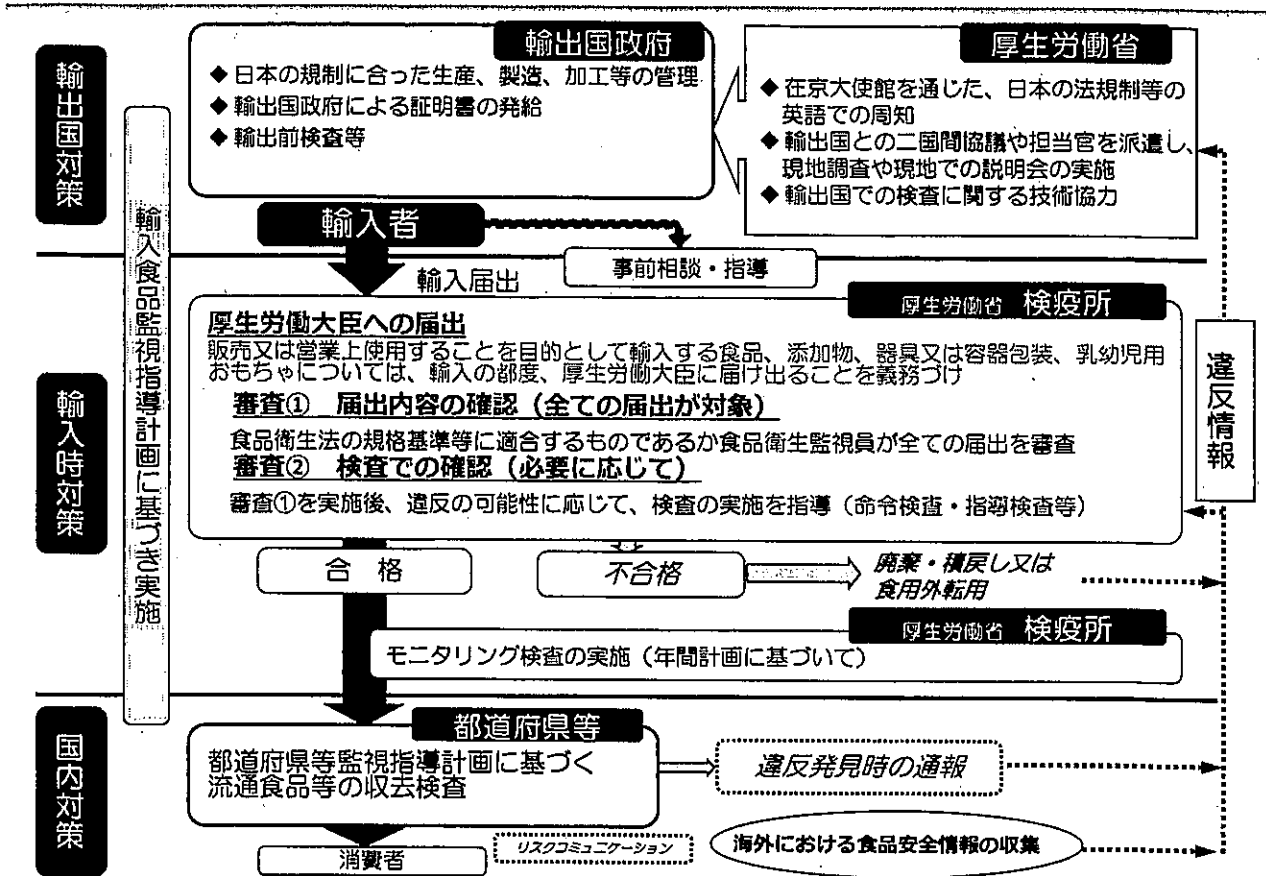
- 人材の養成及び資質の向上
- 検疫所が実施する食品等の試験検査等に係る点検

※1：食品の種類毎に輸入量、違反率等を勘案した統計学的な考え方に基づく計画的な検査

※2：違反の可能性が高いものについて、輸入の都度の検査を厚生労働大臣が命令し、検査に合格しなければ輸入・流通が認められない検査

※3：危害の発生の観点から必要と認められる場合、検査を要せずに厚生労働大臣が特定の食品等の販売、輸入を禁止できる規定。

監視体制の概要



■ 食品衛生法（輸入食品監視指導計画）

❖ 第23条 輸入食品監視指導計画

- ① 厚生労働大臣は、指針に基づき、毎年度、翌年度の食品、添加物、器具及び容器包装の輸入について国が行う監視指導の実施に関する計画（以下「輸入食品監視指導計画」という。）を定めるものとする。
- ② 輸入食品監視指導計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 生産地の事情その他の事情からみて重点的に監視指導を実施すべき項目に関する事項
 - 二 輸入を行う営業者に対する自主的な衛生管理の実施に係る指導に関する事項
 - 三 その他監視指導の実施のために必要な事項
- ③ 厚生労働大臣は、輸入食品監視指導計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。
- ④ 厚生労働大臣は、輸入食品監視指導計画の実施の状況について、公表するものとする。

(別添)

平成 27 年度輸入食品監視指導計画 (案)

平成 25 年度に販売又は営業の目的で我が国に輸入された食品、添加物、器具、容器包装及びおもちゃ（以下「食品等」という。）は、輸入届出件数が約 219 万件、輸入重量が約 3,098 万トンであった。農林水産省の食料需給表によると、我が国の食料自給率（供給熱量ベースの総合食料自給率）は約 4 割であり、供給熱量ベースで約 6 割を国外に依存する状況となっている。

これら我が国に輸入される食品等の現状を踏まえ、平成 26 年度において、厚生労働省本省（以下「本省」という。）及び検疫所は、検査機器の整備による輸入時の検査項目の拡充を図り、モニタリング検査（食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号。以下「法」という。）第 28 条の規定に基づき多種多様な食品等について食品安全の状況を幅広く監視すること及び法違反が発見された場合に、輸入時の検査を強化するなどの対策を講ずることを目的として、年度ごとに計画的に実施する検査をいう。以下同じ。）や検査命令（法第 26 条の規定に基づき法違反の可能性が高いと見込まれる輸入食品等について、輸入者に対して輸入の都度の検査を命じるものをいう。以下同じ。）等の輸入時における監視指導の強化を行った。また、輸出国における安全対策の適正化を推進するため、計画的な輸出国の対日輸出食品に関する制度調査並びに個別問題に係る輸出国との協議及び調査を実施したほか、牛海綿状脳症（以下「BSE」という。）等に係る輸出国の安全管理についても現地調査を行った。

これらの取り組みについて、平成 26 年 12 月に公表した平成 26 年度輸入食品監視指導計画監視結果（中間報告）では、平成 26 年 4 月から 9 月までの速報値として、輸入届出件数は約 112 万件、輸入重量は約 1,195 万トン、検査件数は約 9 万 9 千件であり、うち違反件数は 430 件であった。平成 27 年度においては、これまでの施策を更に進めるとともに、経済連携協定等を踏まえ、諸外国の食品衛生に係る情報の収集及び輸入動向に応じた監視体制の整備を行うこととする。モニタリング検査については、昨年度のモニタリング検査結果及び輸出国の安全管理体制に係る調査結果等を勘案して見直しを行う。具体的には、海外での検出情報等を踏まえた病原微生物に係るモニタリング検査の着実な実施、農薬等が人の健康を損なうおそれのない量として定められる量を超えて残留する食品の販売等を原則禁止するいわゆるポジティブリスト制度（以下「ポジティブリスト制度」という。）の着実な施行及び過去の検査実績等を踏まえた検査項目等の見直しを行う。また、冷凍加工食品等の成分規格違反の状況等を踏まえ、加工食品の成分規格に係るモニタリング検査を強化するとともに、その結果を踏まえ、輸入者に対し、製造者等における衛生管理体制の徹底を指導する。さ

らに、輸出国に対し、生産、製造、加工等（以下「生産等」という。）の段階における安全対策の推進を要請し、必要に応じて、現地調査を行うとともに、輸出国の政府担当者や食品等事業者に我が国の食品衛生規制を周知するための説明会を開催し、海外の生産現場における衛生管理をより一層推進する。

なお、BSEの問題に係る対日輸出牛肉の安全性確保については、現地調査及び輸入時の検査を通じて、輸出国政府が管理する対日輸出プログラムの遵守状況を引き続き検証していくものとする。

これらの取り組みに加え、輸入食品についても異物混入事案が確認されていることも踏まえ、引き続き「輸入加工食品の自主管理に関する指針（ガイドライン）（平成20年6月5日付け食安発第0605001号）」（以下「加工食品ガイドライン」という。）に基づき、輸入者に対し、チェックリストを用いた輸出国段階における自主的な安全管理の徹底を指導するとともに、輸出国における食品安全対策の適正化を推進するため、計画的に対日輸出食品について、輸出国の食品安全に関する制度調査の実施に努めていくこととする。

1 目的

本計画は、輸入食品等の重点的、効率的かつ効果的な監視指導の実施を推進し、もって輸入食品等の一層の安全性確保を図ることを目的とする。

2 本計画の適用期間

平成27年4月1日から平成28年3月31日までとする。

3 輸入食品等の監視指導の実施についての基本的考え方

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第4条において、食品の安全性の確保は、国の内外における食品供給行程の各段階において必要な措置が適切に講じられることにより行われなければならないとされている。この観点から、輸入食品等の安全性確保については、輸出国における生産の段階から輸入後の国内流通までの各段階において、次の措置を講ずる。

- (1) 本省は、輸出国の生産等の段階における安全対策を推進するため、我が国の食品安全規制に関する情報を在京大使館、輸入者、輸出国の政府担当者及び輸出国の生産者、製造者、加工者等（以下「生産者等」という。）へ提供し、本省のホームページ（以下「ホームページ」という。）に掲載する。また、輸出国との二国間協議、現地調査、技術協力等を実施する。
- (2) 本省は、特定の国若しくは地域又は特定の者により生産等がなされた輸入食品等について、食品衛生上の危害の発生を防止するために特に必要があると認める場合には、法第8条又は法第17条の規定に基づく包括的輸入

禁止措置を講ずる。

- (3) 本省は、法違反を繰り返すなどの輸入者に対し、法違反の原因を改善させることを目的として指導し、必要に応じて法第 55 条第 2 項の規定に基づく輸入者の営業の禁止又は停止（以下「輸入者の営業の禁停止処分」という。）を命ずる。
- (4) 本省は、法違反が判明した際には、法第 63 条に基づき違反事例の公表を行う。
- (5) 検疫所は、法第 27 条の規定に基づく輸入届出等により、法第 11 条又は法第 18 条の規定に基づく食品等の規格又は基準（以下「規格基準」という。）をはじめとする法への適合について確認する。
- (6) 検疫所は、多種多様な輸入食品等の食品安全の状況について幅広く監視するため、モニタリング検査を計画的に実施する。
- (7) 検疫所は、食品衛生上の危害の発生防止のため、法第 26 条の規定に基づき、法違反の可能性が高いと見込まれる輸入食品等について、検査を命ずる。
- (8) 検疫所は、輸入者が食品等事業者の責務として、自主的な安全管理を推進するため、講習会の開催及び輸入前指導の取組を行う。
- (9) 検疫所は、法違反が判明した際には、廃棄指導等の措置を講ずるとともに、輸入者への指導等、再発を防止するための措置を講ずる。
- (10) 輸入後の国内流通段階においては、都道府県、保健所を設置する市及び特別区（以下「都道府県等」という。）が監視指導を行うとともに、違反発見時には、本省、検疫所、都道府県等は連携を図り、輸入者による回収等が適確かつ迅速に行われるよう措置を講ずる。

4 生産地の事情その他の事情からみて重点的に監視指導を実施すべき項目に関する事項

- (1) 法第 27 条の規定に基づく輸入届出による確認
検疫所は、法第 27 条の規定に基づく輸入届出がされた食品等について、法第 6 条各号、法第 9 条第 2 項又は法第 16 条に該当する食品等でないこと、法第 8 条第 1 項又は法第 17 条第 1 項の規定に基づき輸入が禁止された食品等でないこと、法第 10 条の規定に基づき定められた添加物であること並びに法第 11 条及び法第 18 条の規格基準に適合している食品等であることについて、輸入者による輸入届出のほか、必要に応じて輸出国政府の発行する証明書、輸入者からの報告徴収等により確認する。
- (2) 法第 28 条の規定に基づくモニタリング検査
検疫所が実施するモニタリング検査は、多種多様な輸入食品等の食品安

全の状況について幅広く監視し、法違反が発見された場合には輸入時の検査を強化するなどの対策を講ずることを目的とする。

① モニタリング計画の策定等

本省は、重点的、効率的かつ効果的なモニタリング検査を行うため、統計学的に一定の信頼度で法違反を検出することが可能な検査数を基本として、食品群ごとに、違反率、輸入届出件数及び輸入重量、違反内容の健康に及ぼす影響の程度等を勘案し、モニタリング検査の検査件数及び検査項目（以下「モニタリング計画」という。）を定める。また、ポジティブリスト制度を着実に施行するため、農薬等の海外における規制状況、使用状況、検出事例等を勘案しモニタリング計画を策定する。

さらに、輸出国制度の調査結果及び、輸出国内における食品等を原因とする健康被害の発生、不衛生食品等の回収等の情報に基づき、モニタリング検査の検査項目及び件数を見直す。

なお、残留農薬等について検査命令の対象となっている食品については、当該輸出国における残留農薬等の管理の不徹底及び使用農薬等の変更の可能性があるため、検査命令の対象項目以外の農薬等が基準値を超えて残留する懸念があるため、輸出国における残留農薬等管理の検証を目的にモニタリング検査を実施する。

平成 27 年度のモニタリング計画は、別表第 1 のとおりとする。

② モニタリング検査の計画的な実施

検疫所は、モニタリング計画に規定された件数の検査を実施するために、本省により割り当てられた検査件数について年間計画を立て、計画的に検査を実施する。

本省は、モニタリング計画に基づく検査の実施状況について適宜点検を行い、検疫所に対して必要な指示を行うとともに、輸入状況等の変化により、検疫所ごと又は食品群ごとの検査計画の実施が困難と判断する場合等にあっては、輸入実態に即した効果的な検査が実施できるよう、必要に応じ当該年度中にモニタリング計画の見直しを行う。

③ モニタリング検査の強化等

本省は、輸出国等における食品等の回収や健康被害発生に関する情報を得た場合、モニタリング検査等により法違反が発見された場合又は都道府県等の監視指導において法違反が発見された場合にあっては、必要に応じて検疫所に対して当該輸入食品等に対する検査の強化を指示する。

なお、本省は、残留農薬等に係る検査の強化については、輸出国における残留農薬等の管理体制を把握するため統計学的に一定の信頼度で法違反を検出することが可能となるよう、当該輸入食品等及び検査項目に

係るモニタリング検査の検査率を引き上げて一定期間継続して実施する。

また、モニタリング検査強化日から1年間を経過し又は60件以上の検査を実施して同様の違反事例がない場合は、通常の監視体制とする。

(3) 法第28条の規定に基づくモニタリング検査以外の行政検査

検査所は、輸入届出の内容を踏まえ、モニタリング計画に基づく検査以外にも、初回輸入時の検査、輸送途中で事故が発生した場合の検査等、必要に応じて輸入食品等の検査を実施する。

(4) 法第26条の規定に基づく検査命令

① 検査命令の発動

本省は、法違反の可能性が高いと見込まれる輸入食品等について、厚生労働大臣が食品衛生上の危害の発生防止を図るため必要があると認める場合に、輸入者に対し検査命令を発動する。

なお、検査命令対象への追加の公表に当たっては、健康影響についてわかりやすく説明するよう努める。

i 輸出国や我が国において健康被害が発生している場合又は健康被害が発生するおそれのある場合及びアフラトキシン、病原微生物等のモニタリング検査等の結果、法違反が発見された場合には、同一の製造者、加工者等又は同一の輸出国からの同一の輸入食品等について直ちに検査命令の対象とする。

ii 残留農薬等について、同一の製造者、加工者等又は同一の輸出国からの同一の輸入食品等に対するモニタリング検査等の結果、法違反が複数回発見された場合には、輸出国における規制及び安全管理体制の状況、当該輸入食品等の法遵守の履歴等を勘案した上で、当該輸入食品等の全部又は一部を検査命令の対象とする。

② 検査命令の解除

法違反の食品等が我が国に輸出されるおそれがないと認められる場合にあっては、検査命令を解除し、通常の監視体制とする。

i 輸出国における原因究明及びそれに対応した輸出国での新たな規制、農薬等の管理体制の整備や検査体制の強化等の再発防止対策が講じられた場合には、二国間協議、現地調査又は輸入時検査によりその有効性が確認され次第、検査命令を解除する。

ii 残留農薬等に係る検査命令対象食品等であって、検査命令通知日以降、直近の違反事例の判明日（検査命令通知日以降に違反事例がない場合は検査命令通知日）から2年間新たな違反事例がないもの又は1年間新たな違反事例がなく、かつ、検査命令の実施件数が300件以上あるものについては、検査命令を解除する。その後、統計学的に一定

の信頼度で法違反を検出することが可能となるよう、当該輸入食品等及び検査項目に係るモニタリング検査の検査率を引き上げて一定期間継続して検査し、違反が発見された場合には、直ちに検査命令を発動する。

(5) 法第8条又は法第17条の規定に基づく包括的輸入禁止措置

特定の国若しくは地域又は特定の者により製造等がなされた輸入食品等について、当該輸入食品等の検査件数全体に対する違反率が概ね5%以上であること、生産地における食品衛生上の管理の状況等からみて引き続き法に違反する食品等が輸入されるおそれがある場合において、人の健康を損なうおそれの程度等を勘案して、当該輸入食品等に起因する食品衛生上の危害の発生を防止するために特に必要があると認めるときは、厚生労働大臣は、薬事・食品衛生審議会の意見を聴き、輸入禁止措置を講ずる。

(6) 海外からの問題発生情報等に基づく緊急対応

本省は、輸入食品等の安全性確保のため、関係府省及び輸出国政府と連携しながら海外からの食品安全上の問題について情報を入手し、主な事例についてはホームページに掲載する。また、我が国への法違反食品等の輸入の可能性がある場合には、当該食品等の我が国への輸入状況を調査し、輸入実績がある場合には、関係する検疫所又は都道府県等にその流通・在庫状況の調査及び必要に応じ輸入者等に対する検査、回収等を指示するとともに、検疫所に検査の強化を指示し、対応状況について公表する。

5 輸出国における安全対策の推進

輸出国の生産等の段階において法違反を未然に防止するため、以下の取組により輸出国における安全対策の推進を図る。

(1) 我が国の食品安全規制等の周知

本省は、ホームページにおいて、我が国の食品安全規制、検査命令の対象食品、モニタリング検査の強化食品並びに本計画及びその監視指導の結果を英訳して情報提供を行う。

また、在京大使館等に対する規格基準等改正時における説明会、独立行政法人国際協力機構が実施する食品安全規制に関する研修会、輸出国における説明会の開催等を通じて、輸出国の政府担当者及び生産者等に対し、これらの情報の周知を図る。

(2) 二国間協議、現地調査等

本省は、輸入時に検査命令が実施されている食品等のほか、法違反の可能性が高い食品等については、輸出国政府等に対し、違反原因の究明及びその結果に基づく再発防止対策の確立について二国間協議等を通じて要請

し、輸出国の生産等の段階における安全管理の実施、監視体制の強化、輸出前検査の実施等の推進を図る。

平成 26 年度輸入食品監視指導計画監視結果（中間報告）によれば、カビ毒等の有毒な又は有害な物質の含有等による法第 6 条違反や残留農薬、動物用医薬品及び微生物等に係る法第 11 条違反等の事例が違反事例の大多数を占めている。平成 27 年度においても、当該違反事例の多い国及び我が国への輸出量の多い国を中心に計画的に輸出国の対日輸出食品の安全対策に関する情報を収集するとともに、現地調査により輸出国の衛生対策の推進を図る。また、輸入牛肉等の安全確保のため、輸出国における生産等の段階での安全対策の検証が必要な場合には、専門家を派遣し、当該輸出国における対策の確認を行う。

さらに、平成 22 年 5 月、日中両国担当大臣により署名が行われた「日中食品安全推進イニシアチブ覚書」に基づき、日中間における食品の安全性向上のため、閣僚級会議を開催し、日中両国で輸出入される食品等の安全分野における交流及び協力の促進を目的とした行動計画を策定するとともに、実務者レベル協議及び現地調査を実施する。

(3) 技術協力等

本省及び検疫所は、残留農薬、カビ毒等の試験検査技術の向上など、輸出国における監視体制の強化に資する技術協力等を行う。

6 輸入者への自主的な安全管理の実施に係る指導に関する事項

輸入者を含む食品等事業者の責務として、食品安全基本法第 8 条において、自らが食品の安全確保について第一義的責任を有していることを認識し、食品の安全性を確保するために必要な措置を食品供給行程の各段階において適切に講じることとされている。また、法第 3 条第 1 項において、自らの責任において輸入食品等の安全性を確保するため、必要な知識及び技術の習得、原材料の安全性の確保、自主検査の実施等の措置を講じるよう努めなければならないこととされている。

これらを踏まえ、法違反を未然に防止するため、検疫所は、輸入者に対し、以下の指導等を通じて、自主的な安全管理の推進を図る。

(1) 輸入者に対する基本的な指導事項

法に基づく輸入手続、検査制度、規格基準、添付が義務付けられている衛生証明書等の食品安全上の規制や輸入者の責務等について周知を図る。

また、輸入者の自主的な安全管理を推進する観点から、輸入食品等の違反や衛生問題の情報、新たに制定された規格基準及び輸出国の食品安全に関する規制を輸入者に対し適時適切に提供するとともに、輸入者が自ら輸

入食品等の安全性確保に努めるよう、講習会、輸入届出時等において指導を行う。

輸入者に対する基本的な指導事項は、別表第2のとおりとし、輸入者が取り扱う具体的な輸入食品等の輸出国、品目に応じ、更に必要な事項について指導を行う。加工食品にあつては、加工食品ガイドラインに基づき、輸入者に対し、輸出国の食品安全関連規制の整備及び施行の状況や製造者の安全管理の水準等を勘案して、輸出国での生産等の段階において必要な確認を行うよう指導する。

また、輸入する食品等が輸出国において違法に生産等されたものではないことを確認するとともに、加工食品ガイドラインのチェックリスト等を用いて原材料、添加物、製造方法、検査データ等が法に適合していることについての確認を徹底するよう指導する。

併せて、生産者等を通じて入手した正確かつ最新の情報に基づく適正な輸入届出を行うよう指導するとともに、特に継続的に輸入する場合にあつては、原材料や製造方法等に変更がないこと、届出時に提示する自主検査等の成績と届出貨物の同一性が確保されていることを十分確認するよう指導する。

さらに、規格基準の改正、検査強化、販売の禁止措置等がなされた場合にあつては、輸入者に対し検疫所等を通じ情報提供する。

(2) 輸入前指導の実施

輸入者に対し、6の(1)の指導事項を踏まえ、生産者等から必要な資料を入手するなど、事前に輸入する食品等の安全性や、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）により規制される医薬品成分の含有の有無等を確認するよう指導する。特に輸入者が、食品等を我が国に初めて輸入しようとする場合、同種の食品で違反事例や衛生問題が確認されたものについては、事前に検疫所の輸入食品相談指導室等に相談するよう、ホームページや講習会の実施等を通じて周知する。

また、輸入前の自主検査の実施を推進する観点から、当該検査結果を4の(1)の検疫所の確認の際に活用する。

(3) 輸入前指導による法違反発見時の対応

輸入者による事前の安全性の確認の結果、輸入食品等が法に適合しないことが判明した場合には、輸入者に対し、法に適合するよう適切な対策を講じ、改善が図られるまで輸入を見合わせるよう指導する。

また、改善の結果、法に適合することが書類等で確認できたものについても、必要に応じて、当該食品等が規格基準等を満たしているか否かを検

査により確認するよう指導する。

(4) 自主検査の実施

初回輸入時においては、輸入食品等の規格基準や添加物等の使用状況に基づき、当該輸入食品等が法に適合していることの確認のために必要な検査項目について自主検査を行うよう指導する。また、継続的に輸入する場合にあっては、(1)の指導事項を踏まえ、定期的に当該輸入食品等の規格基準、添加物等の使用状況を確認し、同種の食品の違反情報等も参考としながら、自主検査を行うよう指導する。

(5) 輸入食品等の記録の作成及び保存

「食品等事業者の記録の作成及び保存に係る指針（ガイドライン）（平成15年8月29日付け食安発第0829001号）」を踏まえ、輸入者に対し、輸入食品等の流通状況についての確認が常時行えるよう、食品等に関する輸入や販売状況の記録等の適正な作成及び保存に努めるとともに、法違反が発見された場合において、関係する検疫所又は都道府県等に当該情報を速やかに提供することが可能となるよう指導する。

(6) 輸入者、通関業者及び保税等倉庫業者の食品安全に関する知識の向上

輸入者、通関業者及び保税等倉庫業者に対し、(1)から(5)までの指導事項等についての説明会を開催するとともに、関係団体等が開催する講習会においても検疫所から担当者を積極的に派遣することにより、事業者の食品安全に関する知識の習得に努め、輸入食品等の安全性が確保されるよう指導する。

また、必要に応じ、輸入者に対し、適正な期限表示などの表示内容について輸入者の所在地を管轄する都道府県等へ事前に相談することを促すなど、情報提供を行う。

7 法違反等が判明した場合の対応

輸入届出のあった検疫所、本省及び都道府県等は、相互に連携を図り、輸入者に対する廃棄、積戻し又は食用外用途への転用（以下「廃棄等」という。）や迅速な回収、原因究明及び再発防止策を講じるとともに、輸入時における検査の強化等の必要な措置を以下のとおり講ずる。

(1) 輸入時の検査等で法違反が発見された場合

① 法違反が判明した食品等が通関前の場合

検疫所は、輸入者に対し、廃棄等を指示するとともに、措置状況について報告を求める。

また、本省においては、輸入時における検査の強化等の必要な措置を講ずる。

② 法違反が判明した食品等が通関後の場合

輸入者の所在地を管轄する都道府県等は、輸入者に対し、必要に応じて回収の命令等を行い、措置状況について報告を求める。

このため、輸入者による回収等が円滑に行われるよう、検疫所は、本省に法違反の輸入食品等に係る輸入時におけるロット構成、輸入者の名称、所在地その他の必要な情報（以下「法違反の輸入食品等に係る情報」という。）を速やかに報告する。

また、本省は、輸入者の所在地を管轄する都道府県等に対し、これら情報を通報するとともに、輸入時における検査の強化等の必要な措置を講ずる。

なお、検疫所は、輸入者に対し、法違反の輸入食品等の廃棄等の措置を講ずるよう暫定的に指導するとともに、当該輸入者の所在地を管轄する都道府県等の指示に従うよう指導する。また、本省は、消費者安全法（平成21年法律第50号）第12条第1項の規定に基づき、消費者庁との情報共有を図る。

(2) 国内流通時の検査等で法違反等が発見された場合

本省は、都道府県等の収去検査（法第28条第1項の規定に基づく収去又は検査をいう。）や販売者等の自主検査等により、国内流通時に輸入食品等の法違反が発見された旨の連絡を受けた場合は、検疫所に対して法違反の輸入食品等に係る情報の提供を行うほか、必要に応じて、当該情報に基づき輸入時における検査の強化等の必要な措置を講ずる。また、輸入食品等に起因する健康被害の情報があった場合には、被害拡大防止の観点から、速やかに、以後輸入される食品等については検疫所に対し、国内流通している食品については都道府県等に対し通報し、必要な措置を講ずる。

(3) 再発防止のための輸入者への指導等

検疫所は、法違反のあった輸入者に対し、法違反の再発を防止するため、以下の事項について報告を求める。

① 違反原因の調査及び報告

当該食品等の違反原因の調査を求め、結果が判明次第、報告を求める。法違反が発覚して3月を経過しても違反原因が判明しない場合にあっては、調査の進捗状況の報告を求める。

② 輸入再開時の改善結果報告

同一製品を再度輸入する場合にあっては、①の原因の調査を求め、改善が図られたことを確認するほか、必要に応じ、輸入者自らによる現地での調査、法違反となった項目の輸出国における検査等により検証するとともに、改善結果について報告を求める。

(4) 法第 55 条の規定に基づく輸入者の営業の禁停止処分

本省は、食品の安全性の確保の観点から、法違反を繰り返す輸入者又は法違反により健康被害を発生させた若しくは発生させるおそれを生じさせた食品等の輸入者などに対し、法違反の原因を改善させ、法違反の再発を防止させ、その他衛生上の必要な措置を講じさせることを目的として、輸入者の営業の禁停止処分を命ずる。

また、本省は、「食品衛生法第 55 条第 2 項に基づく輸入者の営業の禁止及び停止処分の取扱い指針（ガイドライン）（平成 18 年 1 月 10 日付け食安発第 0110003 号）」に基づき、違反率が概ね 5 % を超え、輸入者の営業の禁停止処分の検討対象となった輸入者に対しては、再発防止対策を提出させ、法違反を繰り返すことのないよう指導する。検疫所は、違反内容に応じて当該輸入者が輸入する食品についてモニタリング検査を強化し、当該輸入者が講じた再発防止措置を検証する。

(5) 悪質な事例の告発

検疫所は、虚偽の輸入届出や法違反又は法違反の可能性の高い食品等の不正輸入など、犯罪があると思料するときは、告発するとともに、当該告発内容について、適時公表を行う。

(6) 違反事例の公表

本省は、食品衛生上の危害の状況を明らかにするため、法第 63 条の規定に基づき、法又は法に基づく処分に違反した輸入者（違反が軽微であって、当該違反について直ちに改善が図られた輸入者は除く。）の名称、対象輸入食品等の違反情報をホームページに速やかに掲載し、公表する（名称については 1 年間に限り公表する。）。また、違反者の名称等の公表に併せ、違反食品の回収、廃棄等の措置状況、改善措置の内容、違反原因等についても、判明次第公表する。

8 国民への情報提供

本省及び検疫所は、ホームページ等により輸入食品等の安全性確保に関する情報を広く国民へ提供する。

(1) モニタリング計画等に関する情報の提供

検疫所は、輸入者、通関業者及び保税等倉庫業者に対し、本計画に基づく監視指導を円滑に実施できるよう、モニタリング計画、検査命令、検査の強化等に関する通知等を周知する。

また、本省は、モニタリング計画、検査命令の発動、検査の強化等に関する情報について公表する。

(2) 二国間協議及び現地調査に関する情報の提供

本省は、輸出国の安全対策の推進等のため実施した、二国間協議及び現地調査に関する情報について公表する。

(3) 本計画に基づく監視結果の公表

本省は、モニタリング検査、検査命令等の輸入食品等に係る検査の実施状況及びその結果の概要、輸入者に対する監視指導及びその結果の概要等の本計画に基づく監視指導の実施状況について、翌年度の8月を目途に公表する。また、4月から9月までの年度途中の状況についても12月を目途に公表する。

(4) 食品等の安全に関するリスクコミュニケーションの取組

本省は、食品等の安全に関するリスクコミュニケーションについて、都道府県等及び関係府省庁と連携し、計画の内容、輸入食品等の監視指導の状況等を、消費者、事業者等へ情報提供するとともに意見交換を行い、食品等の安全性について適切に理解されるよう努める。

(5) その他

検疫所は、一般消費者を対象とした見学の受入れ等、輸入食品等の監視指導の現状について、国民の理解を得るよう努める。

9 その他監視指導の実施のために必要な事項

(1) 食品安全に関する人材の養成、資質の向上

本省は、検疫所で監視指導や試験検査に従事する食品衛生監視員に対し、食品安全に関する知識及び技術の習得に係る研修を実施する。

(2) 検疫所が実施する食品等の試験検査に係る点検

本省は、地方厚生局の助言を得てモニタリング検査等が適正に実施されるよう、検疫所の試験検査の業務管理に係る点検及び指導を計画的に実施する。

別表第1

食品群	検査項目 ^{*1}	項目別件数 ^{*2}	延検査件数 ^{*2}
畜産食品 牛肉、豚肉、鶏肉、馬肉、その他食鳥肉等	抗菌性物質等	1,900	4,230
	残留農薬	1,200	
	添加物	100	
	病原微生物	700	
	成分規格等	300	
	放射線照射	30	
畜産加工食品 ナチュラルチーズ、食肉製品、アイスクリーム、冷凍食品(肉類)等	抗菌性物質等	2,200	10,900
	残留農薬	1,700	
	添加物	1,200	
	病原微生物	3,600	
	成分規格等	2,200	
水産食品 二枚貝、魚類、甲殻類(エビ、カニ)等	抗菌性物質等	2,600	5,380
	残留農薬	1,000	
	添加物	300	
	病原微生物	1,100	
	成分規格等	350	
	放射線照射	30	
水産加工食品 魚類加工品(切り身、乾燥、すり身等)、冷凍食品(水産動物類、魚類)、魚介類卵加工品等	抗菌性物質等	4,100	19,700
	残留農薬	4,100	
	添加物	1,900	
	病原微生物	4,700	
農産食品 野菜、果実、麦類、とうもろこし、豆類、落花生、ナッツ類、種実類等	抗菌性物質等	2,600	16,750
	残留農薬	8,800	
	添加物	450	
	病原微生物	1,500	
	成分規格等	350	
	カビ毒	2,500	
	遺伝子組換え食品	450	
	放射線照射	100	
農産加工食品 冷凍食品(野菜加工品)、野菜加工品、果実加工品、香料、即席めん類等	抗菌性物質等	600	18,800
	残留農薬	7,000	
	添加物	4,500	
	病原微生物	1,000	
	成分規格等	2,300	
	カビ毒	2,800	
	遺伝子組換え食品	200	
	放射線照射	400	
その他の食料品 健康食品、スープ類、調味料、菓子類、食用油脂、冷凍食品等	残留農薬	1,000	5,700
	添加物	3,000	
	成分規格等	600	
	カビ毒	1,100	
飲料 ミネラルウォーター類、清涼飲料水、アルコール飲料等	残留農薬	90	1,940
	添加物	1,100	
	成分規格等	650	
	カビ毒	100	
添加物 器具及び容器包装 おもちゃ	成分規格等	1,600	1,600
検査強化食品分(SRM除去含む) ^{*3}	抗菌性物質等、残留農薬、添加物、病原微生物、成分規格等、カビ毒、遺伝子組換え食品、放射線照射	10,000	10,000
総計(延数) ^{*2}			95,000

※1: 検査項目の例

- ・抗菌性物質等: 抗生物質、合成抗菌剤、ホルモン剤等
- ・残留農薬: 有機リン系、有機塩素系、カーバメイト系、ピレスロイド系等
- ・添加物: 保存料、着色料、甘味料、酸化防止剤、防ばい剤等
- ・病原微生物: 腸管出血性大腸菌O26、O104、O111及びO157、リステリア・モノサイトゲネス、腸炎ビブリオ等
- ・成分規格等: 成分規格で定められている項目(細菌数、大腸菌群、放射性物質等(病原微生物を除く))、貝毒(下痢性貝毒、麻痺性貝毒)等
- ・カビ毒: アフラトキシン、デオキシニパレノール、パツリン等
- ・遺伝子組換え食品: 安全性未審査遺伝子組換え食品等
- ・放射線照射: 放射線照射の有無

※2: 検査件数は、抗菌性物質、残留農薬等の検査項目別の延検査件数の概数を示したものの。

※3: 輸入時の違反事例や海外情報等に基づき、本計画実施中に検査頻度を強化して行うもの。

別表第2

	輸入時における危害要因等 (代表的な事例)	事前の確認事項	定期的確認事項 (初回輸入時を含む)	輸送及び保管時の確認事項
食品等一般 (共通事項)	<ul style="list-style-type: none"> 有害、有毒物質の含有 腐敗、変敗及び不潔・異物の混入 	<ul style="list-style-type: none"> 原材料の受け入れ、製造 加工行程等における有害、有毒物質等の混入防止対策 	<ul style="list-style-type: none"> 定期的な試験検査による有害、有毒物質等の確認 	<ul style="list-style-type: none"> 事故・不適切な温度管理等による腐敗、変敗がないこと 塩蔵等の食品等を長期間屋外に保管することがないこと 倉庫等で使用する殺虫剤等の薬剤による汚染がないこと
	<ul style="list-style-type: none"> 病原微生物による汚染 	<ul style="list-style-type: none"> 病原微生物による汚染防止対策 	<ul style="list-style-type: none"> 定期的な試験検査による病原微生物の確認 	<ul style="list-style-type: none"> 微生物の増殖による危害の発生を防止するための適切な温度管理
	<ul style="list-style-type: none"> 指定外添加物の使用 添加物の対象外使用、過量使用等使用基準不適合 	<ul style="list-style-type: none"> 原材料に使用されている添加物を含め、指定外添加物が使用されていないこと 使用基準に適合しない添加物が使用されていないこと、また、使用量等が適量であること 	<ul style="list-style-type: none"> 定期的な試験検査による指定外添加物が含有していないこと、添加物の使用基準等の適合の確認 	
	<ul style="list-style-type: none"> 規格基準不適合 (清涼飲料水、食肉製品、冷凍食品等) 	<ul style="list-style-type: none"> 成分規格、製造・加工基準等の規格基準に適合していること 放射線照射による殺菌等が行われていないこと (ばれいしょの芽止めを除く。) 製造工程、製品に使用されている原材料及び添加物の正確な名称・割合等の生産・製造者への確認 必要に応じ、最終製品の試験検査による食品衛生法の適合の確認 	<ul style="list-style-type: none"> 製造工程、原材料等に変更がないこと 定期的な試験検査による成分規格等の適合の確認 最終製品の試験検査による食品衛生法の適合の確認 	<ul style="list-style-type: none"> 保存基準の遵守 事故の有無
農産物及びその加工品	<ul style="list-style-type: none"> アフラトキシン、パツリン等のカビ毒 (穀類、豆類、香辛料、りんごジュース等) 	<ul style="list-style-type: none"> 収穫時及び輸送・保管時におけるカビの発生防止対策 	<ul style="list-style-type: none"> 定期的な試験検査によるカビ毒の確認 	<ul style="list-style-type: none"> カビの発生を防止するための適切な温度、湿度等の管理
	<ul style="list-style-type: none"> 有害、有毒植物の植物性自然毒 (シアン配当体等) 	<ul style="list-style-type: none"> 自然毒の有無の確認 製造・加工等により自然毒を除去できる対策を講じていること 有害、有毒植物の混入防止対策 	<ul style="list-style-type: none"> 定期的な試験検査による自然毒の確認 	
	<ul style="list-style-type: none"> 放射性物質汚染 (きのこ、ベリー類濃縮加工品、ハーブ等) 	<ul style="list-style-type: none"> 採取地域が放射性物質汚染地域でないこと 	<ul style="list-style-type: none"> 定期的な試験検査による放射性物質濃度の確認 	
	<ul style="list-style-type: none"> 腸管出血性大腸菌 O157等の病原微生物 (生食用野菜) 	<ul style="list-style-type: none"> 病原微生物による汚染防止対策 	<ul style="list-style-type: none"> 定期的な試験検査による病原微生物の確認 	<ul style="list-style-type: none"> 微生物の増殖による危害の発生を防止するための適切な温度管理

	<ul style="list-style-type: none"> ・残留農薬 	<ul style="list-style-type: none"> ・農薬の使用状況 ・加工品の原材料は、残留基準に適合していること 	<ul style="list-style-type: none"> ・収穫前後における農薬の適正な用法及び用量の遵守 ・定期的な試験検査による残留農薬の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・収穫後における農薬の使用の有無
	<ul style="list-style-type: none"> ・安全性未審査の遺伝子組換え食品 (とうもろこし、パパイヤ等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・遺伝子組換え食品の承認の有無 ・安全性未審査の遺伝子組換え食品の混入防止対策 	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な試験検査による安全性未審査の遺伝子組換え食品が混入していないことの確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・適正な管理
	<ul style="list-style-type: none"> ・品質、鮮度等を誤認させるおそれのある添加物の使用 (生鮮野菜) 	<ul style="list-style-type: none"> ・着色料、漂白剤等、品質、鮮度等を誤認させるおそれのある添加物が使用されていないこと 	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な試験検査による添加物の確認 	
畜産物及びその加工品	<ul style="list-style-type: none"> ・腸管出血性大腸菌 O157、リステリア・モノサイトゲネス等の病原微生物 (食肉、ナチュラルチーズ等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・病原微生物による汚染防止対策 	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な試験検査による病原微生物の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・微生物の増殖による危害の発生を防止するための適切な温度管理
	<ul style="list-style-type: none"> ・放射性物質汚染 (トナカイ肉、ビーフェキス等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・生産地域が放射性物質汚染地域でないこと 	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な試験検査による放射性物質濃度の確認 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・衛生証明書の不備 (食肉、食肉製品) 	<ul style="list-style-type: none"> ・生産国及び輸出国政府機関が発行する衛生証明書の記載事項 		<ul style="list-style-type: none"> ・衛生証明書の確認
	<ul style="list-style-type: none"> ・牛海綿状脳症 (牛肉及び牛由来製品) 	<ul style="list-style-type: none"> ・生産地域が輸入禁止対象国・地域でないこと ・特定危険部位を含まないこと ・輸入禁止対象国・地域由来の牛肉等の混入・使用がないこと 		
	<ul style="list-style-type: none"> ・牛海綿状脳症 (めん羊肉、山羊肉等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・生産地域が牛海綿状脳症発生国でないこと ・特定危険部位をふくまないこと ・輸入禁止対象国・地域由来のめん羊肉、山羊等の混入・使用がないこと 		
	<ul style="list-style-type: none"> ・残留農薬、残留動物用医薬品、残留飼料添加物 	<ul style="list-style-type: none"> ・農薬、動物用医薬品、飼料添加物の使用状況 ・加工品の原材料は、残留基準に適合していること 	<ul style="list-style-type: none"> ・動物用医薬品、飼料添加物の適正な用法、用量、休薬期間等の遵守 ・定期的な試験検査による残留農薬、残留動物用医薬品、残留飼料添加物の確認 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・品質、鮮度等を誤認させるおそれのある添加物の使用 (食肉) 	<ul style="list-style-type: none"> ・着色料等、品質、鮮度等を誤認させるおそれのある添加物が使用されていないこと 	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な試験検査による添加物の確認 	
水産物及びその加工品	<ul style="list-style-type: none"> ・腸炎ビブリオ等の病原微生物 (切り身、むき身の生食) 	<ul style="list-style-type: none"> ・加工場で使用される洗浄水等の病原微生物による汚染防止対策 	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的な試験検査による病原微生物の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・保存基準の遵守 ・微生物の増殖による危害の発生を防止するための

	用鮮魚介類等)	・加工基準の遵守		適切な温度管理
	・生食用かきの成分規格、加工基準及び保存基準の不適合	・我が国と同等の加工基準であることが確認された国であること	・定期的な試験検査による成分規格の適合の確認	・保存基準の遵守
	・下痢性・麻痺性貝毒(貝類)	・貝毒の監視が適切に行われている海域から採取された貝類であること	・定期的な試験検査による貝毒の確認	
	・有毒フグの混入	・輸入が認められている魚種であること ・魚種鑑別による異種フグの混入防止対策		・輸出国政府機関が発行する証明書の確認 ・魚種鑑別による異種フグの混入がないことの確認
	・シガテラ毒魚等の有毒魚の混入(南方産ハタ、ブダイ、カマス等)	・漁獲海域の確認 ・魚種鑑別による有毒魚の混入防止対策		・魚種鑑別による有毒魚の混入がないことの確認
	・残留動物用医薬品、残留飼料添加物	・動物用医薬品の使用状況 ・加工品の原材料は、残留基準に適合していること	・動物用医薬品、飼料添加物の適切な用法、用量、休薬期間等の遵守 ・定期的な試験検査による残留動物用医薬品、残留飼料添加物の確認	
	・品質、鮮度等を誤認させるおそれのある添加物の使用(鮮魚介類等)	・着色料、一酸化炭素等、品質、鮮度等を誤認させるおそれのある添加物が使用されていないこと	・定期的な試験検査による添加物の確認	・鮮紅色等の有無の確認
	・ヒスタミン	・原材料の受入時における確認 ・製造、加工工程等における温度管理が適切になされていること	・定期的な試験検査によるヒスタミンの確認	・ヒスタミンの生成による危害の発生を防止するための適切な温度等の管理
いわゆる健康食品	・医薬品成分の含有	・薬事法上の医薬品成分を含まないこと ・輸出国における食経験等	・試験検査による医薬品成分を含まないことの確認	
添加物及びその製剤	・指定外添加物の使用 ・規格基準不適合	・添加物の正確な名称、基原物質、抽出溶媒の種類 ・添加物製剤の場合、それぞれの正確な名称と割合 ・指定外添加物が使用されていないこと ・成分規格、製造基準等の規格基準に適合していること ・安全性未審査の遺伝子組換え技術を利用していないこと	・定期的な試験検査による成分規格の確認	・保存基準の遵守
器具及び容器包装、おもちゃ	・規格基準不適合	・材質、形状、色柄、対象年齢、用途の確認 ・原材料の一般規格、材質別規格、用途別規格、製造基準等の規格基準に適合していること	・定期的な試験検査による原材料一般の規格、材質別規格等の確認	

食品衛生分科会における審議・報告対象品目の処理状況について

(前回平成26年10月21日に開催の食品衛生分科会において、審議若しくは報告をした農薬等及び添加物)

分科会	分類	剤名	パブリックコメントの状況		WTO通報の状況		備考
10月21日	農薬	ピフルブミド	平成26年10月3日～平成26年11月1日	意見あり	平成26年7月17日～平成26年9月16日	意見なし	基準値(案)の変更なし
"	農薬	キノクラミン	平成26年10月3日～平成26年11月1日	意見あり	平成26年7月17日～平成26年9月16日	意見なし	基準値(案)の変更なし
"	農薬	エトキシスルフロン	平成26年10月3日～平成26年11月1日	意見あり	平成26年9月5日～平成26年11月4日	意見なし	基準値(案)の変更なし
"	農薬	エトベンザニド	平成26年10月3日～平成26年11月1日	意見あり	WTO通報の対象外		基準値(案)の変更なし
"	農薬	プロピザミド	平成26年11月5日～平成26年12月24日	意見あり	平成26年10月26日～平成26年12月24日	意見あり	基準値(案)の変更なし
"	農薬	プロピコナゾール	平成26年11月5日～平成26年12月24日	意見あり	平成26年10月26日～平成26年12月24日	意見あり	基準値(案)の変更なし
"	動薬及び飼料添加物	モキシデクチン	平成26年10月3日～平成26年11月1日	意見あり	平成26年9月5日～平成26年11月4日	意見なし	基準値(案)の変更なし
"	動薬	リンコマイシン	平成26年10月3日～平成26年11月1日	意見あり	平成26年9月5日～平成26年11月4日	意見なし	基準値(案)の変更なし
"	動薬	アブラマイシン	平成26年11月5日～平成26年12月24日	意見あり	平成26年10月26日～平成26年12月24日	意見なし	基準値(案)の変更なし ※平成26年11月11日(1月の部会で再審議)
"	動薬	クロラムフェニコール	パブリックコメントの対象外		WTO通報の対象外		-
"	動薬、飼料添加物	ピコザマイシン	平成26年10月3日～平成26年11月1日	意見あり	平成26年9月5日～平成26年11月4日	意見なし	基準値(案)の変更なし
"	農薬、動薬、飼料用添加物	オキシテトラサイクリン、クロルテトラサイクリン及びテトラサイクリン	平成26年10月3日～平成26年11月1日	意見あり	平成26年7月17日～平成26年9月16日	意見なし	基準値(案)の変更なし
"	農薬	エポキシコナゾール	平成26年11月5日～平成26年12月24日	意見なし	平成26年10月26日～平成26年12月24日	意見なし	基準値(案)の変更なし
"	農薬	ジメトモルフ	平成26年10月3日～平成26年11月1日	意見あり	平成26年7月17日～平成26年9月16日	意見なし	基準値(案)の変更なし
"	農薬	スピネトラム	平成26年11月5日～平成26年12月24日	意見あり	平成26年7月17日～平成26年9月16日	意見なし	基準値(案)の変更なし
"	農薬	プロパモカルブ	平成26年10月3日～平成26年11月1日	意見あり	平成26年7月17日～平成26年9月16日	意見なし	基準値(案)の変更なし
"	農薬	ハロフルスロンメチル	平成26年10月3日～平成26年11月1日	意見あり	WTO通報の対象外		基準値(案)の変更なし
"	農薬	シアゾファミド	平成26年11月5日～平成26年12月24日	意見あり	WTO通報の対象外		基準値(案)の変更なし
"	農薬	メタラキシル及びメフェノキサム	平成26年11月5日～平成26年12月24日	意見あり	WTO通報の対象外		基準値(案)の変更なし
"	農薬	メトコナゾール	平成27年1月8日～平成27年2月6日	実施中	WTO通報の対象外		先行する基準改正手続が別途あり、その告示後に本基準改正のパブリックコメントを開始している
"	農薬	エチプロール	平成26年11月5日～平成26年12月24日	意見あり	WTO通報の対象外		基準値(案)の変更なし
"	農薬	スピロメシフェン	平成26年11月5日～平成26年12月24日	意見あり	WTO通報の対象外		基準値(案)の変更なし
"	農薬	テブフロキン	平成26年11月5日～平成26年12月24日	意見あり	WTO通報の対象外		基準値(案)の変更なし
"	農薬	ベンチアパリカルブイソプロピル	平成26年11月5日～平成26年12月24日	意見あり	WTO通報の対象外		基準値(案)の変更なし

分科会	分類	剤名	パブリックコメントの状況		WTO通報の状況		備考
10月21日	農薬	ベンチオピラド	平成26年11月5日～ 平成26年12月24日	意見あり	WTO通報の対象外		基準値(案) の変更なし
"	添加物	2,3-ジエチルピラジン	平成26年9月4日～ 平成26年10月6日	意見なし	平成26年10月23日		規格基準 (案)の変更 なし
"	添加物	カンタキサンチン	平成26年10月30日～ 平成26年11月28日	意見あり	平成26年11月18日		規格基準 (案)の変更 なし
6月4日 10月21日	添加物	アスパラギナーゼ	平成26年6月16日～ 平成26年7月17日	意見あり	平成26年10月23日		規格基準 (案)の変更 あり